

「社会福祉法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 51 号)」の概要

1. 介護保険法の主な改正点

① 介護支援専門員(ケアマネジャー)の更新制廃止と新たな法定研

介護支援専門員証の有効期間(更新制)が廃止されるとともに、有効期間の更新のために受講が義務付けられていた研修も廃止されます。今後は資質向上を目的として、都道府県知事が行う新たな法定研修を受講することとなり、正当な理由なく受講しない場合は業務禁止等の命令が下されることになります。また、事業所等の開設者に対しても、介護支援専門員への研修受講機会の確保が義務付けられます。

② 人口減少地域に対応する「特定地域居宅サービス」等の創設

人口減少等の事情を抱える「特定地域」において、都道府県の条例で人員や設備、運営の基準を柔軟に設定できる「特定地域居宅サービス」が新たに創設され、特例居宅介護サービス費等の支給対象となります。これにより、中山間地域等におけるサービス提供体制の維持が図られます。また、これに伴い、特定地域における介護老人保健施設等の開設許可に関する基準の特例なども設けられます。

③ 「登録施設介護支援・予防支援」の創設

後述の老人福祉法改正で創設される「登録有料老人ホーム」の入居者に対して、適切なサービス利用等を支援するための「登録施設介護支援」及び「登録施設介護予防支援」が創設され、登録施設介護サービス計画費等が支給される仕組みが整備されました。

④ 市町村・都道府県介護保険事業(支援)計画の見直し

計画の記載事項に、介護サービスの種類ごとの量や地域支援事業の量に関する「中長期的な推計」が追加されます。さらに、サービスの生産性向上、介護支援専門員等の人材確保・資質向上に向けた都道府県との連携取組等についても計画に定めるよう努めることとされました。

⑤ その他の制度見直し

「夜間対応型訪問介護」が廃止されます。また、要介護認定等の申請手続を代行できる施設として、特定施設入居者生活介護を行う指定居宅サービス事業者や小規模多機能型居宅介護を行う事業者などが追加されました。

2. 社会福祉法の主な改正点

① 地域福祉の推進と重層的支援体制の強化

市町村は、関係機関や支援者で構成される「支援会議」を組織し、地域生活課題を抱える住民への支援体制の検討ができるようになります。また、人口規模が小さく体制確保が困難な「小規模市町村」に対して、包括的な支援体制を整備する「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」が創設され、都道府県の援助や国からの交付金による財政支援が行われます。

② 災害時福祉業務従事者の登録・要請

災害時に被災地へ派遣されて福祉サービスを提供する「災害時福祉業務従事者(保育士、社会福祉士、介護福祉士等)」を厚生労働大臣が登録し、都道府県知事が必要に応じて派遣要請を行える仕組みが新たに構築されます。

③ 社会福祉事業等従事者の確保 都道府県において、市町村や公共職業安定所、教育機関等により構成

される「社会福祉事業等従事者の確保のための協議会」の設置が努力義務化されました。

3. 老人福祉法の主な改正点

① 「登録有料老人ホーム」制度の創設

一定の要介護状態等にある者を入居させ、介護等を提供する有料老人ホームについて、都道府県知事の登録を受ける「登録有料老人ホーム制度」が創設されます。この登録は5年ごとの更新制であり、書面による入居契約の締結、不当な条件の禁止、誇大広告の禁止、事前の重要事項説明などが厳格に規定され、指導監督が強化されます。

4. その他の関連法の主な改正点

① 社会福祉士及び介護福祉士法

介護福祉士の養成施設等を卒業した者であって、介護福祉士でないものに付与されていた「准介護福祉士」の資格が廃止されます。

② 障害者総合支援法および児童福祉法

介護保険法と同様に、特定地域に向けた特例給付（特例介護給付費、特例障害児通所給付費等）の対象となるサービス類型が新設されます。また、生産性向上や人材確保の推進に関する都道府県協議会の設置規定が整備されます。

③ 生活困窮者自立支援法

生活困窮者への自立支援において緊密に連携する関係機関として、防災や消費者保護に関する業務を行う機関が追加されました。また、生活困窮者居住支援事業の対象者が拡大されています。